

神戸市会政務活動費の収支報告書等の閲覧に関する規程の特例に関する規程

令和元年度中に交付を受けた政務活動費の収支報告書等の閲覧に係る神戸市会政務活動費の収支報告書等の閲覧に関する規程（平成25年2月市会規程第2号）第2条の規定の適用については、同条中「80日」とあるのは「120日」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、令和2年9月18日限り、その効力を失う。